

2025年2月13日

各 位

会社名： **SCAT株式会社**
代表者： 代表取締役 社長 長島 秀夫
(コード：3974 東証スタンダード市場)
問合せ先： 取締役 執行役員 高橋 栄
(TEL：03-6275-1130)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年3月6日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式7,809株
(3) 処分価額	1株につき395円
(4) 処分総額	3,084,555円
(5) 処分子定先	当社の取締役（※1） 4名6,594株 当社の監査役（※2） 1名1,215株 ※1 社外取締役を除く。 ※2 社外監査役を除く。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年12月14日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を除く。以下、「対象取締役及び対象監査役」という。）に対し、取締役は当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、監査役は当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持を図るインセンティブを与えることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

また、2024年1月30日開催の当社第56回定時株主総会において、本制度に基づき、当社の対象取締役及び対象監査役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を対象取締役については年額10百万円以内、対象監査役については年額2百万

円以内として設定すること、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は対象取締役については20,000株、対象監査役については4,000株を上限とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から取締役及び監査役のいずれの地位からも退任する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役及び対象監査役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日までの直近1ヶ月間における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役及び対象監査役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役及び対象監査役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役及び対象監査役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役及び対象監査役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計3,084,555円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、当社の普通株式合計7,809株を対象取締役及び対象監査役へ付与することといたしました。

また、本制度の導入目的である株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを実現するため、譲渡制限期間は処分期日から当社の取締役の地位を退任した日までとしております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役4名及び対象監査役1名（以下、総称して「割当対象者」という。）が当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社が処分する普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について引き受けることとなります。

なお、本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

① 譲渡制限期間

譲渡制限付株式の処分期日（2025年3月6日、以下「本処分期日」という。）から割当対象者が当社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任する日（ただし、当該退任の日が2027年1月31日以前の日である場合には、2027年2月1日）までの間といたします。

② 譲渡制限の解除条件

割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役または監査役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除するものいたします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

割当対象者が、本譲渡制限期間中に当社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当該退任の時点をもって、当社は当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、当社は本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2025年2月12日までの直近1ヶ月間における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）の単純平均値である395円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上